高 第1011号の17

令和２年８月７日

各高齢者福祉施設長

 　　　 様

各介護サービス事業所管理者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底について（医療機関を退院した施設入所者の事例）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般、高齢者福祉施設の入所者が一時的に入院していた医療機関において新型コロナウイルス感染症が発生し（当該入所者は濃厚接触非該当）、その後、退院し、施設に再入所した後に、発熱等の症状があり、検査の結果、陽性が確認される事例がありました。

今回の事例では、施設の判断で念のため退院後２週間は個室管理による対応がなされたことにより、現時点では施設内での感染は確認されておらず、適切な対応が採られた事例であると考えています。

各施設・事業所におかれましては、引き続き、厚生労働省事務連絡等に基づく感染症対策を徹底いただくとともに、感染者が発生した場合のリスクが高いとされる高齢者福祉施設においては、感染経路の遮断が特に重要との観点から、当該事例のような場合には、状況に応じ、２週間は個室等で経過観察を行う、嘱託医と検査の必要性等を相談する等、必要な対応を講じていただきますようお願いします。

なお、感染症対策に係る支援については、各市町で実施している簡易陰圧装置・換気設備の設置の補助のほか、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費の補助を「兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について（令和２年８月３日付け高第1011号の12）」により御案内しておりますので、積極的に御活用ください。

（掲載ホームページ　http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html）

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711

通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733

施設系　　　　：2950、2951、2943

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp